

令和8年度本庁舎内における弁当等巡回販売許可の申請手続・抽選方法

令和8年1月19日
埼玉県総務部管財課

本庁舎内において弁当等の巡回販売を希望する方は、下記の事項を御承知の上、必要書類を管財課総務・庁舎管理担当へ提出してください。

記

1 申請書の受付に関すること

(1) 受付案内

令和8年1月19日（月）から令和8年2月16日（月）まで

周知方法：埼玉県ホームページ（管財課）に掲載

(2) 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで

各日とも午前9時から午後4時まで（正午から午後1時の間を除く。）

(3) 受付方法

ア 郵送 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当宛て

（令和8年2月16日（月）必着。17日（火）以降に到着した書類は無効。）

イ 電子メール E-mail:a2580-02@pref.saitama.lg.jp

（埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当）

ウ 持参 埼玉県庁 本庁舎3階 管財課 総務・庁舎管理担当

2 申請等に関する質問及び回答

（1）申請等に関する質問がある場合は、質問を簡潔にまとめ、次のとおり電子メールにより提出してください。

ア 受付期間

令和8年1月22日（木）から令和8年1月28日（水）まで

イ 提出方法

電子メール E-mail:a2580-02@pref.saitama.lg.jp

（埼玉県総務部管財課 総務・庁舎管理担当）

（2）質問に対する回答は、令和8年1月29日（木）午後5時までに管財課ホームページ上に掲載します。（http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0205/）

3 提出書類

① 物品販売等許可申請書（別添様式）

② 誓約書（別添様式）

③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条の規定に基づく営業許可書の写し

④ 弁当等の価格一覧表（別添様式。販売する弁当等の品目等を全て記入してください。）

⑤ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記を受けていない場合は代表者の住民票）

※令和7年度に弁当等巡回販売に係る埼玉県庁舎管理規則（昭和42年埼玉県規則第48号）第5条第1項第1号の許可を受けている場合は不要です。

※法人にあっては埼玉県内に本店又は主たる事務所があること、個人にあっては埼玉県内に事業所があることが許可条件です。

- ⑥ 税務署で発行された消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）又は（その3の2）又は（その3の3）。未納の税額がないことが必要です。（写し可。申請日前3か月以内のもの。）
- ⑦ 法人事業税の納税証明書又は個人事業税の納税証明書
埼玉県内の県税事務所で発行した証明書に限ります。現在において、滞納額がないことの証明が必要です。（写し可。申請日前3か月以内のもの。）
※当課が、本件審査に必要な範囲で、あなた（申請者）の県税納付状況を本県税務担当部局に照会してよい場合は、上記⑦の証明書の代わりに同意書（別添様式）を提出してください。
ただし、その場合であっても、納税状況がシステムで確認できない場合は、改めて県税事務所発行の納税証明書の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

4 販売許可業者数

9業者までとし、申請者が9者を上回った場合は、「5 抽選手続」により抽選を行います。
なお、抽選を行わない場合は、令和8年2月17日（火）にその旨を管財課ホームページ上でお知らせします。（<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0205/>）

5 抽選手続及び説明会

- （1） 抽選日時 令和8年2月20日（金） 午後2時から
- （2） 抽選場所 埼玉県庁 衛生会館3階 532会議室（さいたま市浦和区高砂3-15-1）
- （3） 持参書類 埼玉県ホームページ（管財課）に掲載の「弁当等巡回販売許可抽選整理票」
- （4） 注意事項
 - ア 「弁当等巡回販売許可抽選整理票」には、必要事項を記入して持参してください。
 - イ 抽選参加者が申請者本人である場合は、本人であることが分かるものを提出又は提示してください。（免許証・名刺等）
 - ウ 抽選参加者が申請者本人でない場合は、必ず「委任状」を提出してください。
 - エ 上記期日に欠席した場合又は時間に遅れた場合は、販売希望がないものとみなし、抽選への参加は認めません。
 - オ 抽選参加に当たり不正行為をした場合は、当選を無効とします。

6 販売許可期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとします。
ただし、新規の販売許可業者の販売許可期間は3か月間とし、その間良好に遂行したときは、許可期間を令和9年3月31日（水）まで延長できることとします。（延長を希望する場合は、延長期間の「物品販売等許可申請書」を延長期間開始日の2週間前までに提出する必要があります。）

7 販売許可条件

- （1） 法人にあっては埼玉県内に本店又は主たる事務所があること。個人にあっては埼玉県内に事業所があること。
- （2） 法第55条の規定に基づく営業の許可を受けていること。
- （3） 巡回販売に係る弁当等の容器（以下「弁当容器」という。）は、再利用できる容器のみ使用すること。（職員個人から注文を受けて各執務室に配達する場合であっても、弁当等巡回販売許可を受けた者にあっては、本規定を準用する。）
- （4） 弁当容器は、巡回販売を行った者が、巡回販売を行った当日中に回収すること。

- (5) 弁当等販売の際のカトラリー配布については、職員から申し出があった場合のみ配布すること。
- (6) 巡回販売許可に係る権利を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (7) 許可された販売時間・場所以外で呼びかけを行わないこと。
- (8) 販売場所は次の場所とする。
 - また、各販売場所の業者数は3者までとする。
 - ア 本庁舎3階東側、4階東側及び南側、並びに5階南側の各エレベーターホール
 - イ 第二庁舎2階、3階及び4階の各西側エレベーターホール
 - ウ 第三庁舎2階及び3階の各中央エレベーターホール
 - エ 職員会館3階及び4階の各エレベーターホール
 - オ 危機管理防災センター1階エントランス
- (9) 販売に使用する台車又はワゴン（以下「台車」という。）は1台とする。
- (10) 台車の、外部から見やすい場所に許可台車表示板を貼り付け、明示すること。また、許可期間中に弁当等の販売を取りやめるとき、及び許可期間終了後は表示板を必ず返却すること。
- (11) 販売時に、必ず回収時間・場所を明示すること。
- (12) 販売時間は、正午から午後1時までの間とする。
- (13) 弁当等の販売員は、3人以内とする。
- (14) 物品販売等許可章は、胸に付けること。また、該当する弁当等の販売員が辞めるとき、及び許可期間終了後は許可章を必ず返却すること。
- (15) 事務や通行の妨害となる行為をしないこと。
- (16) 庁舎を汚損し、又は毀損しないこと。
- (17) 建物又は器物等に損害を与えたときは、その費用を負担すること。
- (18) 法第55条の規定に基づく営業の許可の有効期間が満了したときは、更新後の営業許可書の写しを提出すること。
- (19) 販売方法の変更や中止などについて庁舎管理責任者から指示があった場合は、それに従うこと。
- (20) その他弁当等の販売に当たっては、庁舎管理責任者及び関係職員の指示に従うこと。

【問合せ先】

担当：埼玉県総務部管財課

総務・庁舎管理担当 木村・志摩

電話：048-830-2592（直通）

時間：平日午前9時から午後4時まで

（正午から午後1時までを除く。）